

調査等事項報告（団体名：市政クラブ 行政視察（仙台市役所））

視 察 先	仙台市役所
対 応 者	仙台市議会事務局 平井めぐみ課長 上野純也係長 榊原健人主事 健康福祉局 保険高齢部 高齢企画課 鈴木勝昭 事業推進担当課長 熊谷紀子 事業推進担当係長
視察日時	令和8年5月15日(金) 14時00分 ~ 16時00分
視察項目	「今を大切に生きる終活支援条例」について 議場見学
視 察 者	柴崎亮太、瀧田順子、高橋菜穂子、吉田創、森直也
報 告 者	森直也
視察の内容	<p>1, 議題</p> <p>(1) 条例を制定した背景について</p> <p>(2) 条例の運用について</p> <p>(3) 条例の効果について</p> <p>(4) 条例の今後の展開について</p> <p>(5) その他</p> <p>* 議場見学</p> <p>2, 内容</p> <p>(1) 条例を制定した背景について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災による大きな被害を受けたことにより、「誰もが安心して生きられる社会」の実現を目指している。</li> <li>・人口減少や少子高齢化により、身寄りのない高齢者世帯が増加している。</li> <li>・孤独や孤立死の不安解消、自己の希望の尊重、家族や周囲の人たちの負担軽減などの観点から「終活」に関心が集まる。</li> <li>・「終活」を切り口とした相談支援やイベント開催などの一元的な取り組みは行っておらず、終活に関する情報は不足している。</li> <li>・終活には一定の費用がかかり、経済的に負担がある。</li> </ul> <p>* 市民が終活に取組みやすい環境整備を行い、終活に関する活動への支援を推進していく必要がある。終活に対する支援に関し、基本理念を定め並びに市の責務並びに事業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることとした。</p> <p>* 「今を大切に生きる終活支援条例」 令和7年6月24日可決（全会一致）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年6月24日 施行：全国で3例目</li> </ul> <p>(2) 条例の運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第7条に沿って事業を進めている。</li> <li>①相談窓口の一本化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・終活関連の各種相談</li> </ul> </li> <li>②環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・終活登録制度</li> </ul> </li> </ul>

- ・エンディングノートの作成・配布
- ・生前の葬儀相談→死後事務に関する相談

③広報・周知

- ・イベント、講座の開設等

(3) 条例の効果について

- ・R7年9月定例会で補正し10月から着手している。
- ・まだ1年経っていないため、効果はこれから検証する。
- ・終活入門セミナーは定員オーバー、終活カフェ、無料のエンディングノートはすでに1年分なくなってしまうなど反応はある。

(4) 条例の今後の展開について

- ・終活相談窓口の充実、終活情報登録制度は準備中でR8年度に実施予定

(5) その他

①民間との関わり

- ・行政でできる範囲は限られているが、業者を市で紹介することは難しい。
- ・静岡市では優良事業を登録しているが、高額利用料や経営状況をみなければならない。2社の登録あり

②社会福祉法の一括改正

- ・令和9年度に社会福祉法の一括改正が予定されている。
- ・社会福祉法人とのかかわりを検討する。

③司法書士会との関わり

- ・司法書士より終活カフェでエンディングノートの説明や相談の窓口となっている。

調査等事項報告（団体報告：市政クラブ）

視察先	仙台市役所
対応者	仙台市議会事務局 平井課長、上野係長、榊原主事 健康福祉局 保険高齢部 高齢企画課 鈴木課長、熊谷係長
視察日時	令和 8年 5月 15日(金) 14時00分 ～ 15時30分
視察項目	仙台人と猫との共生に関する条例
視察者	柴崎 亮太、瀧田 順子、森 直也、吉田 創、高橋 菜穂子
報告者	柴崎 亮太
視察の内容	<p>1, 背景とねらい</p> <p>本市において猫の適正な飼養がなされていない事により、猫の多頭飼育や野良猫により環境問題や市民生活への影響が多発している。また動物愛護の観点からも人と猫との共生について、より一層の啓蒙・啓発を推進していく為にも条例を制定し様々な事業を実施している先進事例を参考に本市における解決方法を探る。</p> <p>2, 内容</p> <p>(1) 仙台市は政令指定都市であることから動物愛護センターを保有しており、専門的に業務にあたっている。</p> <p>条例を定めることで飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫の適正な管理の推進に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、飼い主及び販売事業者の責務</li> <li>・市民等及び獣医師等の役割</li> </ul> <p>を明確化し人と猫とが共生する社会の実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料や各種イベントや SNS での広報活動の実施</li> <li>・市民によるボランティア活動へのバックアップ</li> <li>・不適正な管理を行う者への指導・助言</li> </ul> <p>など多くの事業を実施。</p> <p>また関係団体による協議会の設置など、条例制定後も継続した事業評価を行い問題解決に向けた取り組みがなされている。</p> <p>3, 所管</p> <p>本市には愛護センターは無く、対応は職員が兼務で行っている事から、全体としての取組みが薄い。</p> <p>全体的な取り組みを推進していく為にも仙台市のように役割を明確化し取り組む事が必要であることから、本市においても検討の余地があると考え</p> <p>る。</p>